

会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号
並びに会社法施行規則第 190 条に定める書面
(株式交換に関する事後開示事項)

2026 年 6 月 1 日
J X 金属株式会社
東邦チタニウム株式会社

2026 年 6 月 1 日

株式交換に係る事後開示事項

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号
並びに会社法施行規則第 190 条に定める書面)

東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 4 号
J X 金属株式会社
代表取締役社長 林 陽一

神奈川県横浜市西区南幸一丁目 1 番 1 号
東邦チタニウム株式会社
代表取締役社長 山尾 康二

J X 金属株式会社（以下「J X 金属」といいます。）及び東邦チタニウム株式会社（以下「東邦チタニウム」といいます。）は、2026 年 2 月 25 日付で両社の間で締結した経営統合契約及び株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026 年 6 月 1 日を効力発生日として、J X 金属を株式交換完全親会社、東邦チタニウムを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関し、会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号並びに会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

2026 年 6 月 1 日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定に基づく請求を行った東邦チタニウムの株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 785 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

東邦チタニウムは、会社法第 785 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する

法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定により、2026 年 5 月 11 日付で、東邦チタニウムの株主に対し、本株式交換を行う旨、株式交換完全親会社である J X 金属の商号及び住所、並びに東邦チタニウムの買取口座を電子公告の方法により公告いたしました。

なお、会社法第 785 条第 1 項の規定により東邦チタニウムに対して株式買取請求を行った株主はおりませんでした。

- (3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）及び第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

- (1) 会社法第 796 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

J X 金属は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について同第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行ったため、同第 796 条の 2 の規定に基づく株式交換差止請求に係る手続について、該当事項はありません。

- (2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

J X 金属は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2026 年 3 月 6 日付で、J X 金属の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である東邦チタニウムの商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしました。なお、J X 金属は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について同第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行ったため、同第 797 条第 1 項の規定に基づく株式買取請求に係る手続について、該当事項はありません。

- (3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会

社法施行規則第 190 条第 4 号)

本株式交換により J X 金属に移転した東邦チタニウムの株式の数は、35,314,440 株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) J X 金属は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について同第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を通知した J X 金属の株主は 1 名であり、その有する株式の数は合計 66,400 株でした。当該株式数は、会社法第 796 条第 3 項及び会社法施行規則第 197 条に規定する数を下回ります。

(2) 東邦チタニウムは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2026 年 4 月 24 日付で、本株式交換契約について株主総会の承認を得ております。

(3) J X 金属は、本株式交換に際して、本株式交換により J X 金属が東邦チタニウムの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における東邦チタニウムの株主（但し、J X 金属を除きます。）に対して、その保有する東邦チタニウムの普通株式 1 株につき J X 金属の普通株式 0.70 株の割合をもって割当交付いたしました。なお、J X 金属が割当交付した普通株式の数の合計は、24,720,108 株です。

(4) 本株式交換により増加した J X 金属の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、以下のとおりです。

資本金	金 0 円
資本準備金	会社計算規則第 39 条に定める株主資本等変動額
利益準備金	金 0 円

(5) 東邦チタニウムは、2026 年 5 月 14 日開催の取締役会の決議に基づき、基準時において保有していた自己株式 97,070 株の全てを、基準時をもって消却いたしました。

(6) 東邦チタニウムの普通株式は、株式会社東京証券取引所プライム市場において 2026 年 5 月 28 日付で上場廃止となりました。

以 上